

令和4年4月～適用



羅臼町 ごみ分別一覧表



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任

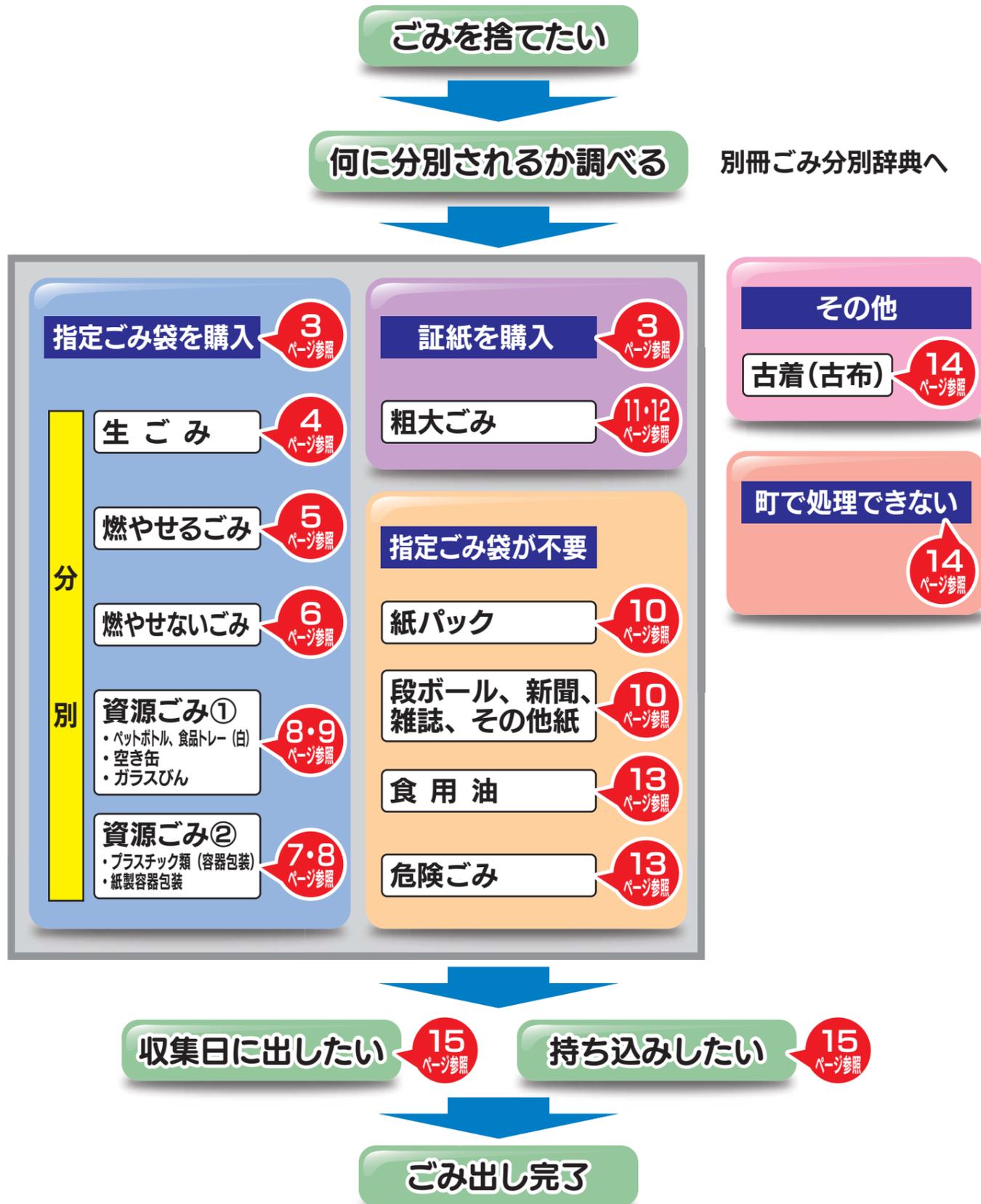


13 気候変動に
具体的な対策を

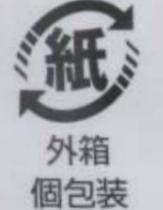


羅臼町役場 環境生活課
TEL 87-2115

- 羅臼町の一般家庭ごみは、この一覧表のとおり分別を行い、一部の地域を除き、燃やせるごみを週2回・燃やせないごみを週1回戸別にて収集を行っていますので、ご協力をお願い致します。(ごみステーションは設置していません。)
- 引越しや大掃除などにより大量の一般家庭ごみが出た場合は、可能な限り分別した上で清掃センター(幌前町)へ直接持込みいただきますよう、ご協力をお願い致します。(分別されていない場合、お引取出来ないことがあります。)



分別のポイント

	<p>プラマークのあるものは、資源ごみ②(プラスチック類)へ入れてください。 ただし、汚れのあるものは洗ってください。</p> <p style="text-align: right;">7 ページ参照</p>	
	<p>紙マークのあるものは、資源ごみ②(紙製容器包装)へ入れてください。 ただし、汚れのあるものは洗ってください。</p> <p style="text-align: right;">8 ページ参照</p>	
	<p>紙パックマークのあるものは、紙パックとして出してください。 分別の手順は、①すすぐ→②箱を切り開く→③乾かす→④まとめて縛る。</p> <p style="text-align: right;">10 ページ参照</p>	
	<p>ペットボトル及び食品トレイ(白色に限る)は、資源ごみ①(ペットボトル・食品トレイ(白))へ入れてください。 必ずペットボトルのラベル・キャップは外してください。 ただし、ペットボトルは必ずすすぎ、食品トレイ(白色)についても汚れのあるものは洗ってください。</p> <p style="text-align: right;">8 ページ参照</p>	
	<p>段ボールマークのあるものは、段ボールとして出してください。 段ボールにとめ金(金属製)が付いている場合は取り除いてください。 出す場合は、折りたたんでひもで十文字に縛ってください。</p> <p style="text-align: right;">10 ページ参照</p>	
	<p>空きびんは、資源ごみ①(ガラスびん)へ入れてください。 キャップ・ふたは必ず外し、汚れのあるものは洗ってください。 また、化粧品などのくもりガラスのびん、哺乳瓶などの耐熱ガラスびんは、燃やせないごみに入れてください。</p> <p style="text-align: right;">9 ページ参照</p>	
 	<p>スチールマーク、アルミマークのあるものは、資源ごみ①(空き缶)へつぶさずに入れてください。 ただし、汚れのあるものは洗ってください。</p> <p style="text-align: right;">9 ページ参照</p>	

指定ごみ袋・粗大ごみ処理証紙(200円)販売店一覧 (冷蔵・冷凍庫(ストッカー等)は除く) 令和4年1月現在

住所	店名	住所	店名	住所	店名
峯浜町	下柵棚商店	礼文町	ツルハドラッグ羅臼店	富士見町	宮崎商店
	松原商店		(株)ハートウェブみなとや		セイコーマート富士見店
春日町	(有)幾田商店	本町	(有)原田商店	船見町	(有)杉本商店
八木浜町	セイコーマート羅臼あしざき店		(有)丸は濱屋金物店		(株)村田呉服店
知昭町	清野商店		(有)丸大あべ商店		(有)シンハマ時計店
知昭町	(株)ホームマックニコット羅臼店	緑町	東谷商店	船見町	(株)丸久佐藤商店
礼文町	セイコーマート羅臼礼文店	栄町	みずほ薬局		

※1枚単位で購入できる店舗もありますので、各お店に直接問い合わせてください。
 なお、在庫状況などによりご希望の種類のごみ袋を1枚単位で購入できない場合もあります。

粗大ごみ処理証紙(7,000円)販売店一覧 (家電リサイクル対象外の冷蔵・冷凍庫(ストッカー等)用) 令和4年4月～

住所	店名	住所	店名	住所	店名
知昭町	(株)ホームマックニコット羅臼店	本町	(有)サウンドハウス エービック	富士見町	(株)中村電気商会

指定ごみ袋・粗大ごみ処理証紙料金表

種類	分類区分	袋の色	枚数	容量	金額
一般ごみ	生ごみ	茶	10枚入り	3ℓ	130円
				6ℓ	250円
				10ℓ	400円
				15ℓ	600円
	燃やせるごみ	ピンク	10枚入り	10ℓ	400円
				20ℓ	800円
				45ℓ	1,600円
燃やせないごみ	青	10枚入り	10ℓ	400円	
			20ℓ	800円	
			45ℓ	1,600円	
資源ごみ	資源ごみ① 空き缶 ガラスびん ペットボトル 食品トレイ(白)	白	10枚入り	10ℓ	50円
				20ℓ	100円
				45ℓ	200円
	資源ごみ② プラスチック類(容器包装) 紙製容器包装	黄	10枚入り	20ℓ	100円
				45ℓ	200円
粗大ごみ	町が指定する袋に入らないもの	-	1枚	20kgにつき	200円
				冷蔵・冷凍庫(ストッカー等)用	7,000円

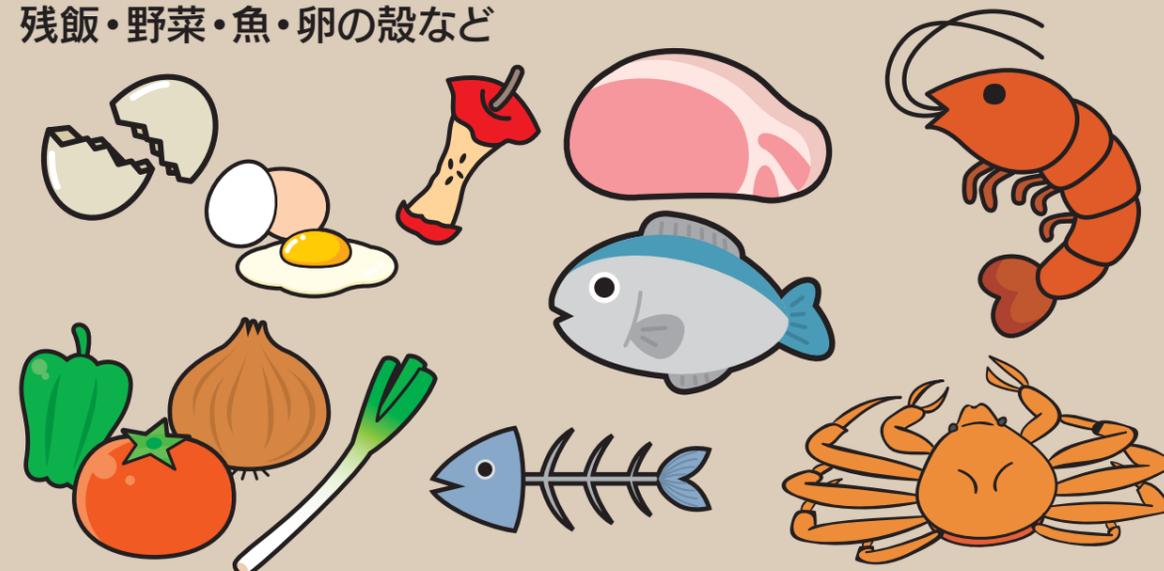
※粗大ごみについて一部の品目は、料金設定しておりますので12ページをご覧ください。

ごみの分別を徹底し 減量化・資源化に協力を!

燃やせるごみの収集日に出せるもの

残飯・野菜・魚・卵の殻など

生ごみ



生ごみの分別はここに注意!

- 原則、指定袋の中に生ごみ以外はいれないでください。ただし、どうしてもという時に限り、汁もれのため指定袋と同等程度の透明の袋1枚の使用を可とします。(小分けの袋は不可です。)
- 水分をよくきってください。
- 貝殻は、燃やせるごみ(ピンク色の袋)に入れてください。
- 冷凍していたものは、解凍して排出してください。

燃やせるごみの収集日に出せるもの

燃やせるごみ

プラマークのないプラスチック製品



ゴム類



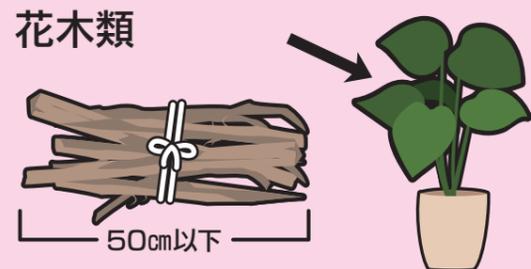
紙類



繊維類



花木類



その他



燃やせるごみの分別はここに注意!

- ロープ（漁業関係は対象外）、ホース、枝など長いものは50センチメートル以下にしてください。
- 発泡スチロール（汚れたもの・色つき）は、細かく砕いてください。
- 食用油は凝固剤で固めるか、新聞紙やキッチンペーパーに吸収させてください。なお、資源ごみで出すこともできます。（13ページ参照）
- 古着（古布）などについては、役場に無料回収箱を設置していますのでご利用ください。（14ページ参照）
- 紙おむつの大便是、取り除いてください。
- 小動物（犬・猫等）の死骸は、役場まで問い合わせてください。

燃やせないごみの収集日に出せるもの

燃やせないごみ

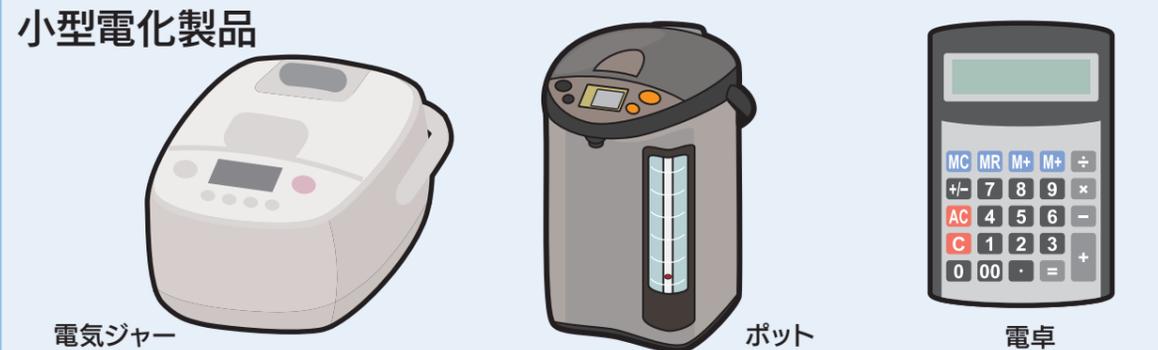
刃物類



金属類



小型電化製品



陶器類・ガラス類



燃やせないごみの分別はここに注意!

- 刃物類や、割れた陶器類及びガラス類は紙に包んでください。
- 指定袋に入らない家電製品（家電リサイクル法対象品は除く）は、粗大ごみとなります。
- アルミ製品（飲料キャップ・アルミホイル等）は、燃やせないごみです。

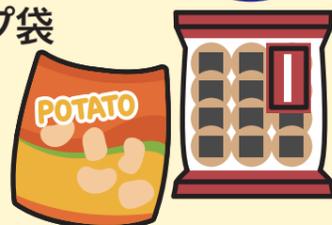
燃やせないごみの収集日に出せるもの

プラスチック製 容器包装の 識別マーク プラスチック類 (容器包装)

カップ・パック類



ポリ袋・ラップ袋



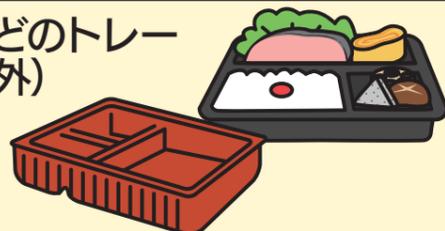
洗剤などのボトル類



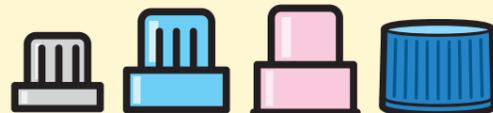
マヨネーズなどの チューブ類



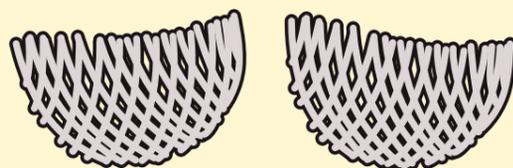
弁当などのトレー (白以外)



フタ・キャップ類



網・ネット類



白のクッション材



プラスチック類 (容器包装) の分別はここに注意!

- 紙製容器包装と同じ袋となりますが、プラはプラのみ、紙は紙のみを詰めて出し、絶対に混合しないでください。
- ♻️マークが付いているものに限りです。
- 食べ物、飲み物などが入っていた容器は洗ってください。
- 小さなチューブなどの洗いにくいものや、汚れたラップなどは、燃やせるごみ (ピンク色の袋) に入れて構いません。

出す時の参考にしてください



- 食品残渣の付着物を取り除けない場合は、燃やせるごみ (ピンク色の袋) に入れてください。
- 悪い例の物が混入していると、良い物に汚れが付着し、悪い物と判断されてしまいますので絶対に入れないでください。

燃やせないごみの収集日に出せるもの

紙製容器包装の 識別マーク 紙製容器包装

紙箱類



紙袋・包装紙類



紙カップ類



フタ類



紙製容器包装の分別はここに注意!

- プラスチック類と同じ袋となりますが、プラはプラのみ、紙は紙のみを詰めて出し、絶対に混合しないでください。
- ♻️マークが付いているものに限りです。
- アイスやヨーグルトなどが入っていた容器は、軽くすすいでください。
- 書類、新聞、雑誌、段ボールは入れないでください。
- 使用済みのティシュペーパーは、燃やせるごみ (ピンク色の袋) に入れてください。

出す時の参考にしてください

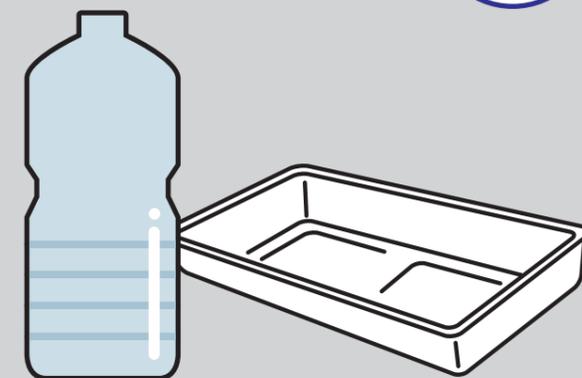


燃やせないごみの収集日に出せるもの



PET
ペットボトルの
識別マーク

ペットボトル 食品トレー (白)



ペットボトル・食品トレー (白) の分別はここに注意!

- 空き缶、ガラスびんと同じ袋となりますが、ペットボトルはペットボトルのみ、缶は缶のみ、びんはびんのみを詰めて出し、絶対に混合しないでください。
- ペットボトルは必ずすすぎ、食品トレー (白) は、汚れのあるものは洗ってください。
- ペットボトルのキャップやラベルは必ず外し、プラスチック類 (容器包装) (黄色の袋) に入れてください。
- ペットボトルは、ジュース、しょうゆ、焼酎など飲料用のボトル容器のみ対象となります。
- ペットボトル、食品トレー (白) は、一緒の袋に入れても問題ありません。

燃やせないごみの収集日に出せるもの



空き缶



空き缶の分別はここに注意!

- ペットボトル、ガラスびんと同じ袋となりますが、缶は缶のみ、ペットボトルはペットボトルのみ、びんはびんのみを詰めて出し、絶対に混合しないでください。
- 缶は、アルミ缶マーク()、スチール缶マーク()が付いたものに限りです。
- 缶は、つぶさないでください。
- 中身はカラにし、軽くすすいでください。
- タバコの吸殻は、入れないでください。

燃やせないごみの収集日に出せるもの

ガラスびん



ガラスびんの分別はここに注意!

- ペットボトル、空き缶と同じ袋となりますが、びんはびんのみ、ペットボトルはペットボトルのみ、缶は缶のみを詰めて出し、絶対に混合しないでください。
- 45ℓの袋に入れることも可能ですが、袋が破れたり収集に支障が出るため、使用する際は半分程度にするなど、運びやすい重さにしてください。
- フタは必ず外し、金属製のフタは燃やせないごみ(青色の袋)に入れ、紙などのふたは燃やせるごみ(ピンク色の袋)に入れてください。
- 中身はカラにし、軽くすすいでください。
- くもりガラスのびん(化粧品など)、耐熱ガラスびん(哺乳瓶など)は燃やせないごみ(青色の袋)に入れてください。

燃やせないごみの収集日に出せるもの



紙パック

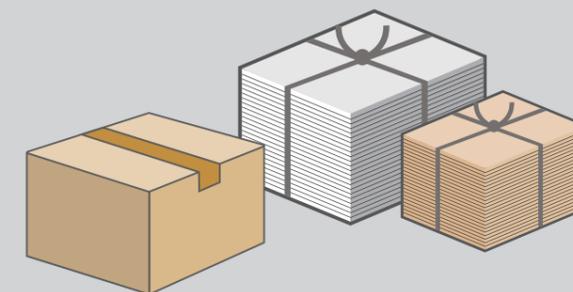


紙パックの分別はここに注意!

-  紙パックマークが付いた、牛乳などの内側が白色の紙パックに限ります。なお、内側が銀色の紙パックは紙製容器包装(黄色の袋)に入れてください。
- 分別の手順は、①すすぐ→②箱を切り開く→③乾かす→④まとめて縛る。
- まとめて縛った紙パックは、晴れた収集日に出してください。

燃やせないごみの収集日に出せるもの

段ボール・新聞 雑誌・その他紙



段ボール・新聞・雑誌・その他紙の分別はここに注意!

- それぞれまとめて十文字に縛り、晴れた収集日に出してください。
- ビニールコート紙、写真、感熱紙などは、燃やせるごみ(ピンク色の袋)に入れてください。
- 表面がツルツルしている防水加工段ボール、汚れている段ボールは、燃やせるごみ(ピンク色の袋)に入れてください。

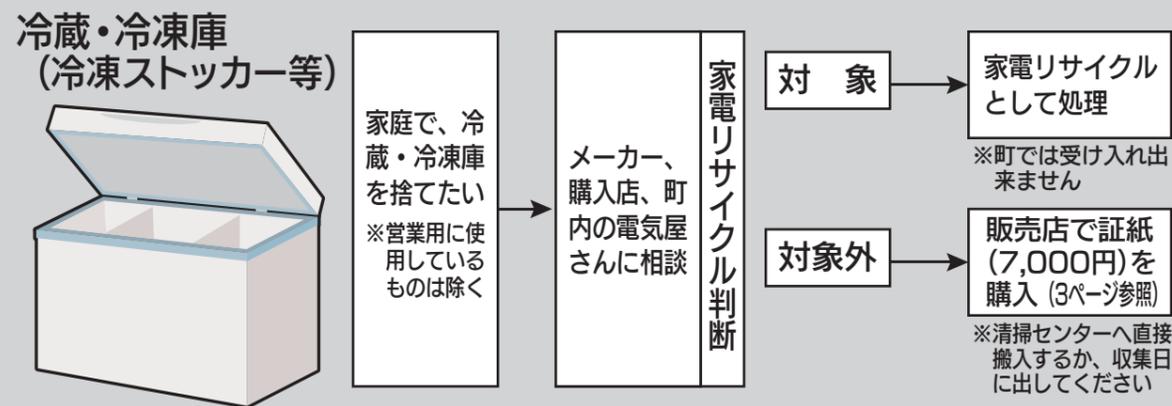
燃やせないごみの収集日に出せるもの

証紙

指定袋に入りきれないごみは粗大ごみとなり、20kgにつき、証紙1枚(200円)を貼ってください。
※一部の品目に関し、手数料を定めています。(12ページ参照)



家庭から出される、家電リサイクルの対象外の冷蔵・冷凍庫(冷凍ストッカー等)1台に証紙1枚(7,000円)を貼ってください。



粗大ごみの分別はここに注意!

- 20kgにつき、1枚の証紙(200円シール)を貼ってください。また、一部の粗大ごみ料金については次のとおりとなりますのでご確認ください。(右記参照)
- 大きいものや大量に出される場合は、清掃センターへご相談ください。
- 家電リサイクル対象品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機)、タイヤ、消火器、パソコン、産業廃棄物、水産系廃棄物などは対象外ですので受入できません。
- 家庭から出される家電リサイクルの対象外の冷蔵・冷凍庫(冷凍ストッカー等)は粗大ごみとして出せます(営業用に使っているものは除く)。その場合は、証紙(7,000円)を購入し出してください。

品目	種類・規格	手数料
ソファ	一人掛け用	200円
	二人掛け用	400円
	三人掛け用	600円
ベッド本体(マットレス除く)	一律	400円
スプリングベッドマットレス	シングル	400円
	セミダブル・ダブル	600円
学習机	本体	400円
	上部の棚	200円
事務机	片袖	400円
	両袖	600円
食卓テーブル	一律	400円
食卓テーブル用イス	1脚	200円
畳	1枚	400円
発泡スチロール	5箱まで(1束)	200円

品目	種類・規格	手数料
棚・食器棚	小(カラーボックス程度)	200円
	中	400円
	大(2段式)	600円
たんす(クローゼット含む)	小(高さ、幅、奥行の3辺のうち長い2辺の合計が1.7m以内のもの)	200円
	中(高さ、幅、奥行の3辺のうち長い2辺の合計が1.7mを超え2.7m以内のもの)	400円
	大(高さ、幅、奥行の3辺のうち長い2辺の合計が2.7mを超えるもの)	600円
じゅうたん・カーペット	一律	400円
布団類の束	掛け・敷・マットレス2枚まで(1束)	200円
毛布・タオルケット・座布団等の束	毛布・ベビー布団・夏掛け・タオルケット・こたつ布団・枕・座布団・クッション等5枚まで(1束)	200円
灯油ポリタンク	5個まで(1束)	200円
屋外用ホームタンク	490ℓ	800円
	200ℓ	400円
家電リサイクル対象外の冷蔵・冷凍庫	一律	7,000円

■棚・食器棚(目安としてください)



■たんす(クローゼット含む)



(例) 198cm 証紙2枚

長い2辺の合計なので、
118cm + 80cm = 198cm = 1.98m
上記表で確認すると1.7mを超えて2.7m以内は400円となっているので証紙2枚

燃やせないごみの収集日に出せるもの



食用油

現在、食用油をごみとして出す場合は「燃やせるごみの日」「燃やせないごみの日」どちらでも収集に出すことができます。それぞれ出し方に違いがありますので確認してください。

燃やせるごみの日

《出し方》
①凝固剤で固めるか、新聞紙やキッチンペーパーに吸収させる。
②ピンク色のごみ袋に入れて収集日に出す。

燃やせないごみの日

《出し方》 (リサイクルされます)
①ペットボトルなどの容器に入れる。
※必ずキャップを締めてください。
②ごみ袋に入れず、そのまま収集日に出す。

町では食用油のリサイクルを進めています。業者へ引き渡されて「粉石けん」や「飼料」の原料として再生されます。
燃やせないごみの日の収集日に出して頂き、リサイクルにご協力願います。

食用油の分別はここに注意!

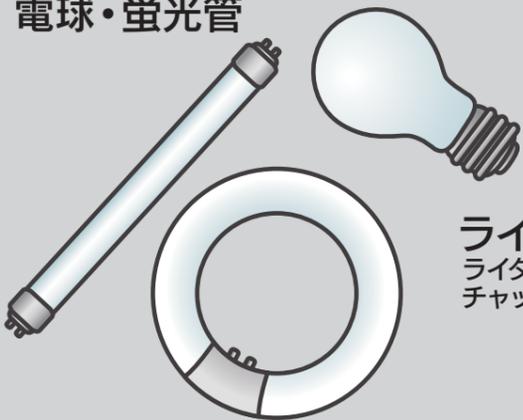
- ペットボトルなどの容器に入れ、ごみ袋に入れず、そのまま収集日に出してください。
- 油が漏れないように必ずキャップを締めてください。
- 燃やせるごみとして出すこともできます。

燃やせないごみの収集日に出せるもの



危険ごみ

電球・蛍光管



ライター
ライター・
チャッカマン



スプレー缶・
カセットコンロ用
ガスボンベ



スプレー缶
使い切って、穴を
開けてください

電池

危険ごみの分別はここに注意!

- 指定袋はありません。レジ袋などの半透明の袋に入れてください。
- 電球蛍光管は箱に入れ、また割れている場合は、紙に包んでください。
- スプレー缶は使い切って、穴を開けてください。
- 電池は、袋を別にしてください。

その他



古着(古布)



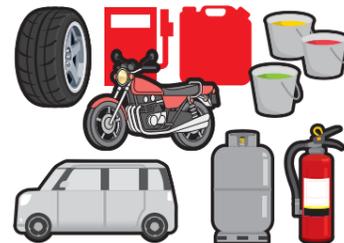
古着(古布)の分別はここに注意!

- 次の場所に回収ボックスを設けて、無料で回収しています。
役場1階保健福祉課前、体育館(らうすぼ)、子育て支援センターありんこ、羅臼幼稚園玄関、春松幼稚園玄関
- 次の物は回収できません。
 - 不衛生な物 例) 濡れている物、汚れている物、臭いのする物
 - 寝具類 例) 布団、毛布、枕、着る毛布、丹前毛布
 - 下着類 例) パンツ、靴下、ストッキング
 - 和服類 例) 着物一式(帯、帯締め、袴、羽織、足袋、浴衣)
 - その他 例) 座布団、クッション、カーテン、レインウェア、手袋、スキーウェア、スノーボードウェア、ウインドブレーカー など
- 燃やせるごみで出すこともできます。

町が処理できないごみ

処理困難物

タイヤ・バッテリー・ガソリン・灯油・廃油・プロパンガスボンベ・消火器・薬品・農薬・ペンキ・シンナー・自動車・オートバイなど



●処理方法は、専門店に問い合わせてください。

家電リサイクル品目

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン



●処理方法は、販売店に問い合わせてください。

※家庭において、家電リサイクルの対象とならない、冷蔵・冷凍庫(ストッカー等)を出す場合は、証紙(7,000円)を購入し、出してください。(営業用を使用しているものは除く。(産業廃棄物))

パソコンリサイクル品目

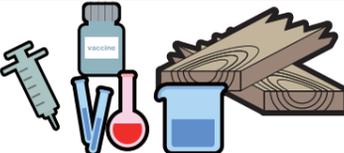
デスクトップ・ディスプレイ・ノートパソコン



●処理方法は、製造メーカーに問い合わせてください。

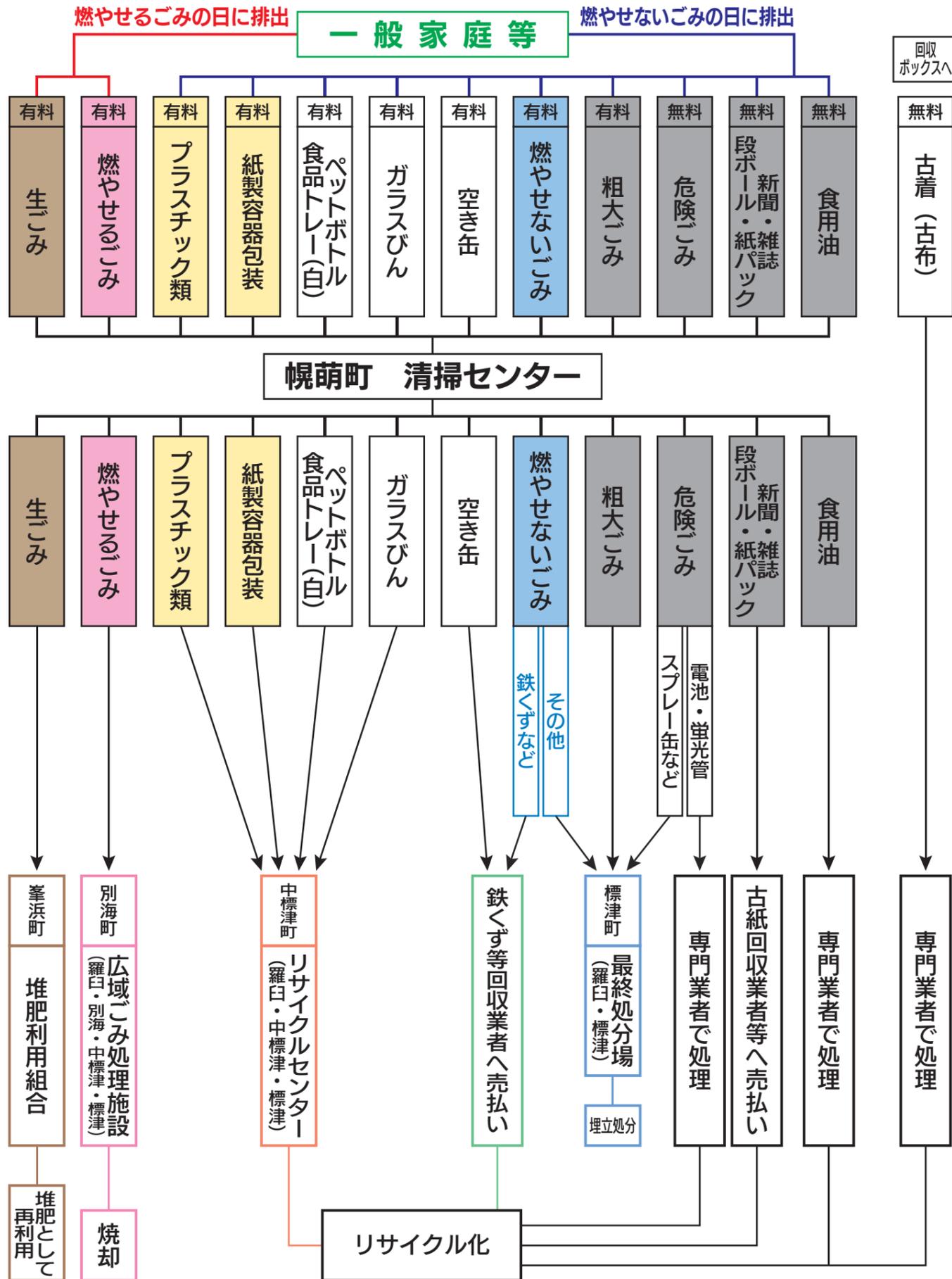
産業廃棄物

水産系廃棄物・医療廃棄物・建築廃材など



●処理方法は、専門業者に問い合わせてください。

羅臼町 一般廃棄物の収集処理の流れ



不法投棄について

ごみを適正に処理せず、山林・道路沿い・漁港内などに捨てることは法律で禁じられています。

尚、不法投棄した場合、下記のとおり重い罰則が科せられることがあります。

罰則：5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金

ごみの焼却(野焼き)について

処理基準を満たさない野外でのごみの焼却は、悪臭やダイオキシンなどの有害物質の発生につながることから、法律により禁止されています。

尚、不法にごみの焼却(野焼き)を行った場合、下記のとおり重い罰則が科せられることがあります。

罰則：5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金

不法投棄・ごみの焼却(野焼き)については、
警察・海上保安署・役場により
随時パトロールを実施しています。